

## 入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び新潟市契約規則(昭和59年新潟市規則第24号)第8条の規定に基づき公告します。

令和8年5月25日

新潟市長 中原 八一

## 1 入札に付する事項

(1)件名	新潟市北区・区バス運行業務 (令和8年10月～令和9年3月運行分)
(2)品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(3)契約の条項を示す場所	新潟市北区地域総務課
(4)入札日時・場所	令和8年6月18日(木)午後1時半 北区役所3階 302会議室
(5)履行期間・履行場所	令和8年10月1日から令和9年3月31日まで 新潟市北区
(6)入札方式	契約方式は、総価での入札とします。仕様書23項委託料に記載の金額により見積もってください。
(7)入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除
(8)入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(9)入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条第1項の規定に該当する場合は、入札を中止することがあります。
(10)談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、または取りやめることがあります。
(11)契約保証金	新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。
(12)予定価格	事後公表します。
(13)最低制限価格	設けません。
(14)契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無

(15)その他特記事項	業務履行が困難と判断できる低価格での入札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合があります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合があります。
-------------	--

## 2 入札参加資格の要件

- (1) 本市の入札参加資格者名簿(業務委託)に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者

## 3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

- (1) 提出書類 一般競争入札参加申請書(別記様式第2号) 2部
- (2) 提出先 新潟市北区地域総務課  
新潟市北区東栄町1丁目1番14号  
北区役所2階  
電話 025-387-1115  
ファクス 025-387-1020  
メール chiikisomu.n@city.niigata.lg.jp
- (3) 提出方法 持参
- (4) 申請期限 令和8年6月8日(月)
- (5) 受付期間 入札公告の日から申請期限の日の午前9時～午後5時  
(土・日曜、祝日を除く)

## 4 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

- (1) 様式 別紙に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和8年6月1日(月)
- (3) 提出先 3(2)に同じ
- (4) 提出方法 メールのみとします。
- (5) 回答日 令和8年6月5日(金)まで
- (6) 回答方法 個別にメールにて回答するほか、ホームページへ掲載します。
- (7) その他 電話での受付は一切行いません。  
質疑書には、返信用のメールアドレスを記入してください。

## 5 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- (6) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を一回行います。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。
- (7) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2者以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します。

## 6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

別紙

質 疑 書

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

(押印不要)

(担当者  
(メールアドレス

)  
)

- 1 番号 新潟市公告第250号
- 2 件名 新潟市北区・区バス運行業務(令和8年10月～令和9年3月運行分)

質 疑 事 項

質 疑 事 項

別記様式第2号

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

申請者

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

担当者

(電話

)

(メールアドレス

)

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品等一般競争入札実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

公告年月日	令和8年5月25日
番 号	新潟市公告第250号
件 名	新潟市北区・区バス運行業務 (令和8年10月～令和9年3月運行分)

## 委託契約書

新潟市(以下「甲」という。)と●●(以下「乙」という。)は、下記の業務について次のとおり契約を締結する。

- 委託業務の名称 新潟市北区・区バス運行業務  
(令和8年10月～令和9年3月運行分)
- 委託業務の内容 別紙仕様書のとおり
- 履行場所 新潟市北区
- 履行期間 令和8年10月1日から 令和9年3月31日まで
- 契約金額 総額  
金 ●● 円(うち消費税及び地方消費税の額 ●● 円)  
※各月の支払いについては仕様書のとおりとする
- 契約保証金 免除

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 ●月 ●日

甲 新潟市中央区学校町通1番町 602 番地1  
新潟市  
代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙  
印

## 業務委託契約条項

### (総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約(この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙が委託された業務内容を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
  - 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
  - 4 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
  - 5 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 6 この契約と他の契約(甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。)の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
  - 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
  - 8 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによるものとする。
  - 10 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)、商法(明治32年法律第48号)及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の定めるところによるものとする。
  - 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 12 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

### (契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
  - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項各号の金員は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則(昭和59年新潟市規則第24号)第34条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
- 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

### (権利義務の譲渡等の制限)

- 第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(再委託の禁止等)

第5条 乙は、第三者に対し、業務の全部を一括して、又は主たる部分を再委託してはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の内容を記載した書面を甲に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により履行着手後に再委託を行う場合にあっては、速やかに再委託の内容を記載した書面を提出し、甲の承諾を得るものとする。

3 乙は、前項の規定により再委託をするときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対して一切の責任を負うものとする。

(履行の監督)

第6条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、業務の実施状況について随時立会いその他の方法により監督し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(一般的損害)

第7条 業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(履行届書の提出)

第9条 乙は、業務を完了したときは速やかに業務の成果に関する報告書(以下「履行届書」という。)を甲に提出しなければならない。

(検査)

第10条 甲は、履行届書を受領したときは、業務の成果について、その日から起算して10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日(その翌日が休日であるときは順延した日)を末日とする。

2 甲は、前項の検査に不合格となった業務の成果について、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。

3 乙は、前項により業務の再履行の請求があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを履行しなければならない。この場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

4 第1項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査に要する費用は全て乙の負担とする。

(引渡し)

第11条 業務の成果が物の引渡しを伴うものである場合、乙は、成果品を履行場所に納入したときは、直ちにその

旨を甲に通知しなければならない。

- 2 成果品の検査については、前条の規定を準用する。
- 3 甲は、成果品が前項の検査(第6項の検査をしたときは、同項の検査。以下これらを「検査」という。)に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。
- 4 成果品の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。
- 5 甲は、検査に不合格となった成果品について、成果品の修補、代替物の納入、不足分の納入又は委託料の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。
- 6 乙は、前項の成果品の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第3項から前項までの規定を準用する。

(不合格品の引取り)

第12条 乙は、検査の結果、不合格とされた成果品については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の成果品を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の成果品の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

(委託料の支払)

第13条 乙は、検査に合格したときは、書面をもって当該委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払わなければならない。
- 3 甲が第1項の規定による請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示して、その請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるものであるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた請求書を受領した日までの期間は、第2項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときにあっては、請求があったものとししないものとする。
- 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(履行期限の延長)

第14条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。
- 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第15条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数(検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。)に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する委託料の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。
- 3 第1項の違約金は、委託料の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の

支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

第16条 業務の成果が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき(以下「契約不適合」という。)は、甲は、乙に対し、期間を指定して、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。

2 乙が前項の規定による業務の再履行に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に業務を履行させることができる。

3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。

4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が履行届書の提出の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。

6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(契約の変更)

第17条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他この契約の相手方として必要な資格を失ったとき。

(3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。

(4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。

(5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。

(6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。

(7) 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。

3 甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(反社会的勢力の排除)

第19条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
  - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
  - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
  - ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
  - エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- (3) 自らの役員(取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。)が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
  - ア 暴力的な要求行為
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
  - オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
  - カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(オに該当する場合を除く。)であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為
  - キ その他アからカに準ずる行為

2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

- (1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合
- (2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- (3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第20条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により当該処分取消しの訴えが提起された場合を除く。)
- (2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができ

ない。

(解除に伴う措置)

第21条 乙は、甲が第18条第1項若しくは第2項又は第20条の規定により契約を解除した場合、業務の履行の前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第22条 乙は、この契約に関して第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

- (1) 第20条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。
- (2) 第20条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第23条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

- 2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(危険負担)

第24条 成果品の引渡し前に生じた成果品の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

- 2 第10条の検査に合格する前(成果品の引渡しを伴う場合は、第11条の引渡しの前)に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって業務が履行できなくなったときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、委託料の支払を拒むことができる。

(費用の負担)

第25条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第26条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入(契約の適正な履行を妨げることをいう。)又は不当な要求(事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。)(以下これらを「不当介入等」という。)を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(個人情報の保護)

第27条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義の決定)

第28条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定されるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及び新潟市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領(令和6年6月26日制定)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (収集の制限)

第3条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (適正管理)

第4条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、個人情報の管理責任者を選任し、事務従事者の管理体制等必要事項について、甲へ書面で報告しなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (資料等の返還等)

第7条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (従事者への周知)

第8条 乙は、この契約の履行に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

### (実地調査)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約の履行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

### (事故報告)

第10条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

### (指示)

第11条 甲は、乙がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

### (契約解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

# 新潟市北区・区バス運行業務委託仕様書

## 1 趣旨

本仕様書は、新潟市北区・区バス運行業務の委託内容及び履行方法（以下「委託業務」という。）について定める。

## 2 事業運営に関する基本方針

新潟市（以下、「市」という。）は、市民の交通手段を確保することを目的に新潟市北区・区バス（以下「区バス」という。）の運行を行う。

受託者は、「【北区】区バス運行計画（以下、「運行計画」という。）」に基づき、次に掲げる基本方針に従って、委託業務を行うこと。

- (1) 区バスの運行及び管理においては、関係法令等を遵守し安全運行に万全を期すこと。
- (2) 常に善良な管理者の注意をもって乗車料金の取扱い等の業務管理を行うこと。
- (3) 利用者には、平等かつ公平な取扱いをすること。
- (4) 利用者の意見等について、管理運営への反映に努めるなど、区バスのサービス水準の維持・向上に努めること。
- (5) 効率的かつ効果的な管理運営を行うこと。
- (6) 業務上知り得た個人情報については、個人情報保護に関する法令を遵守し、内容を第三者に開示したり、不当な目的に使用したりしないこと。

## 3 委託業務の概要

- (1) 名称  
新潟市北区・区バス運行業務（令和8年10月～令和9年3月運行分）
- (2) 事業主体  
新潟市
- (3) 履行期間  
令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所  
新潟市北区
- (5) 運行方法  
道路運送法第4条による一般乗合旅客自動車運送事業による運行
- (6) 業務内容  
路線バス施設・路線ダイヤ・バス車両の管理及び運賃収入、運行に係る経理をはじめ、区バスの運行に必要な業務の一切を含むものとする。

## 4 資格要件

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業による路線定期運行を行うため、道路運送法の規定に係る審査基準に準じた設備と体制が整っていること。
- (2) 令和8年10月1日からの業務遂行に関し、各種法令に基づく許可・認可・免許等を有している、又は有することが確実であること。
- (3) 事故時の代替え車両の手配や追加配車に対応できるよう、区バスの運行に用いる車両を3台以上確保していること。
- (4) 事故の発生など業務の遂行に障害が発生した場合には、関係機関への連絡

や代替え車両の手配など速やかな対応が可能であること。

- (5) 乗降状況等を考慮し、乗客が多数のため車両に乗車できないと判断した場合、速やかに追加配車が可能であること。
- (6) 市の施策や利用者ニーズによるもののほか、工事に伴う迂回など、年度途中に事業計画及び運行計画を変更する必要がある場合、地域公共交通会議などの各手続きに対応が可能であること。
- (7) 運賃徴収及び回数券販売において、PayPay 株式会社の「PayPay アプリ」での決済（以下「PayPay 決済」という。）に対応可能であること。

## 5 運行車両

- (1) 運行車両は、次に掲げる要件を全て満たすものを用いること。
  - ア 乗務員を除く乗車定員が9人以上であること。
  - イ 車両全長が、5,380mm以下であること。
  - ウ 車両全幅が、1,880mm以下であること。
  - エ 車両全高が、2,285mm以下であること。
- (2) 運行車両は、受託者の所有又はリース車両であること。
- (3) 運行車両は、道路運送車両の保安基準、並びに道路運送車両の保安基準の細則を定める告示に定められた基準を満たしていること。
- (4) 運行車両には、料金箱、区バス表示ステッカー（前後左右に貼付・マグネット式可）、ドライブレコーダー（車両前方）を整備すること。

## 6 整備管理

- (1) 運行車両は、常に適正に整備すること。
- (2) 車両修繕が必要な場合は、速やかに実施すること。
- (3) 運行車両の車検等、整備点検・修繕は受託者で対応すること。

## 7 新潟市区バスロケーションシステム「バス予報」の運用

- (1) 運行にあたり、市が用意する同システム用の車載器一式を運行車両に搭載すること。
- (2) 運行前に車載器が正常に作動していることの確認を行うこと。動作が確認できない場合は車載器の再起動等、一定の対処を行うこと。
- (3) 車載器が作動しない状態でやむを得ず運行する場合、速やかに市へ連絡をすること。
- (4) 代替え車両で運行する場合、車載器を乗せ換え運用すること。

## 8 運行日

令和8年10月1日から令和9年3月31日までの平日運行とする。ただし、12月29日から1月3日までは運休とする。 ※運行日が、国民の祝日に関する法律で定める祝日・休日にあたる場合は運休とする。

## 9 停留所

- (1) 停留所は34箇所とし、詳細は受託者と北区地域総務課で協議のうえ決定する。
- (2) 停留所に破損等があるときは、速やかに市に報告すること。
- (3) 停留所の補修等にかかる費用は、市の負担とする。

## 10 運行経路

別紙1「運行経路図」のとおり。

## 11 運行便数・区間

1日12便運行とする。ただし、12月1日から12月22日まで及び1月7日から3月16日までは1日16便運行とする。各便の運行区間等は次のとおりとする。

系統番号	運行区間	運行回数	運行距離	該当便	備考
1-1	太郎代浜～南浜連絡所～豊栄駅北口	1便/日	9.8km	往路1便	
1-2	太郎代浜～豊栄病院～北区役所・文化会館前	2便/日	11.5km	往路2便 復路1便	
1-3	太郎代浜～太郎代観音～新富町入口～ベイシア前～北区役所・文化会館前	2便/日	18.4km	往路3便 復路3便	
1-4	太郎代浜～ベイシア前～北区役所・文化会館前	3便/日	12.2km	往路4便 往路5便 復路2便	
1-5	太郎代浜～豊栄病院～豊栄駅北口	1便/日	9.8km	往路6便	
1-6	太郎代浜～ベイシア前～豊栄駅北口	2便/日	10.5km	復路4便 復路6便	
1-7	太郎代浜～新富町入口～ベイシア前～北区役所・文化会館前	1便/日	15.9km	復路5便	
2-1	太夫浜新町二丁目～新富町入口～南浜中学前	4便/日	6.7km	冬季臨時便 往路①② 復路①②	令和8年12月1日～22日及び令和9年1月7日～3月16日のみ運行

## 12 運行日数

- (1) 通常便 119日
- (2) 冬季臨時便 62日

## 13 運行時刻

別紙2「時刻表」のとおり。ただし、JR東日本のダイヤ改正に合わせ、時刻を調整する場合がある。

## 14 運賃及び回数券

- (1) 利用者から別紙3「運賃表」に定める運賃又は「北区・区バス回数券」(以下、「回数券」という。)を乗車時に徴収し、その集計及び管理を行うこと。
- (2) 釣銭を準備すること。
- (3) 両替が必要な場合に備え、両替用現金を用意しておくこと。

- (4) 回数券の販売及びそれに伴う管理を行うこと。回数券の販売があったときは「回数券売り上げ台帳」を作成し、販売日、販売場所、販売した券種、販売枚数及び販売金額等を記載するとともに適切に管理すること。
- (5) 運賃の徴収及び回数券の販売は、現金支払い又はPayPay決済によるものとする。
- (6) 「回数券売り上げ台帳」は月ごとに市へ提出すること。
- (7) 回数券の作製は市が行う。詳細は北区地域総務課と協議のうえ決定する。

#### 1.5 回数券の払い戻し

- (1) 未使用の回数券について、有効期限内に払い戻しの請求があったときは、券種及び残券数に応じて、「(参考資料) 区バス回数券 払戻金額表」に記載の金額を払い戻すものとする。
- (2) 回数券の払い戻しがあったときは、「区バス回数券精算書」(別記様式1～5)を発行するほか、「区バス回数券払い戻し台帳」を作成し、払い戻しがあった日、払い戻した券種、残券数及び払い戻し金額を記載するとともに適切に管理すること。
- (3) 「区バス回数券精算書(市提出用)」は月ごとにまとめて市へ提出すること。
- (4) 受託者は、市から「区バス回数券払い戻し台帳」の提出を求められたときは速やかに提出すること。

#### 1.6 運転業務

- (1) 乗務員は、厚生労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)」に基づき、必要人員を確保し、運行に支障が及ばないように配慮すること。
- (2) 乗務員は、区バスを運転していることを自覚し、安全運転に努めること。
- (3) 小児、高齢者、障がい者等の安全に配慮すること。
- (4) 利用者が気持ちよく利用できるよう、あいさつや礼儀などの接遇に配慮すること。
- (5) 車両内の忘れ物について適切に対応すること。
- (6) 車両は常に良好な状態であるよう清掃をすること。
- (7) ウイルス等感染症防止のため、各便の運行終了後に車内をアルコール消毒するとともに、適宜車内換気を行うこと。

#### 1.7 追加配車の対応

受託者は、乗客多数により利用者を乗車させることができないおそれがある場合、速やかに追加配車による運行を行うこと。このとき生じた運行経費(追加配車により運行した距離×運行単価×1.1(端数切捨て))(以下、「追加配車経費」という。)は、委託料とは別に請求することができるものとする。なお、運行した距離には回送距離は含まないものとする。

#### 1.8 運行の中止

- (1) 積雪、天災、その他受託者の責によらない事由により、運行区間の全部または一部が運行不能の場合は、受託者は運行を中止することができるものとする。ただし、運行を中止した場合、当該運行中止に係る経費(運行を中止した距離×運行単価×1.1(端数切捨て))を運行経費から相殺するものとする。

- (2) 運行の中止期間が数日にわたる場合、受託者は、運行を中止する区間及び期間等を各停留所に掲示すること。

## 1 9 運行管理

- (1) 受託者は、乗務員に対し常に安全運転等の教習・指示を行うこと。
- (2) 運行に関する問い合わせ及び苦情は、誠意をもって丁寧な対応をすること。

## 2 0 事故・苦情発生時等の対応

- (1) 運行にあたり、次のいずれかに該当するときは、直ちに北区地域総務課に連絡するとともに適切な処置をとること。
  - ア 天災、交通事故、その他やむを得ない理由により、運行に支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
  - イ 利用者が交通事故等により生命及び身体を害したとき。
  - ウ 利用者又は市民との間でトラブル等が生じたとき。
- (2) 事故発生時は、被害・加害を問わず責任ある対応で解決すること。
- (3) 利用者の生命及び身体を害したとき、あるいは他者に損害を与えたときは、受託者が損害賠償の責任を負わなければならない。
- (4) 第三者との損害賠償に係る協議は、受託者が責任をもって解決にあたること。
- (5) 事故発生による全ての費用は受託者が負うこと。
- (6) 事故・苦情発生の原因究明に努めるとともに、市の調査に協力すること。
- (7) 事故・苦情の報告は、市の指示に従い、原則として書面で行うこと。

## 2 1 広告掲載

- (1) 広告の募集・受け付けは「北区・区バスの車内及び車外等への広告取扱いに関する細則」に基づき、受託者が行うこと。
- (2) 受託者は、市が審査・決定した広告について、車内・車外への掲載、広告主との調整及び広告料の徴収を行うこと。
- (3) 広告掲載による収入は、広告収入があった月の運行経費請求時に請求額から差し引くものとする。

## 2 2 業務の報告

- (1) 受託者は、月ごとに「業務一部履行届（仕様書様式1）」及び「業務報告書（仕様書様式2）」（以下、「履行届出書」という。）を作成し、速やかに市へ提出すること。
- (2) 履行届出書には、高齢者運転免許証返納者割引、障がい者割引、シニア半わり、シルバーチケット割引を適用した利用者数をそれぞれ記載すること。このうち、障がい者割引については、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の区分別の人数を記載すること。
- (3) 受託者は、運行する便ごとに各停留所の乗降状況調査を行い、その結果を報告書としてまとめ履行届出書に添付して提出すること。報告書の様式及び記載項目は北区地域総務課と協議のうえ決定する。
- (4) 市は、委託業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができるものとする。

### 2 3 委託料

- (1) 委託料には、人件費（乗務員及び乗降調査を含む）、労務管理費、燃料油脂費、車両の整備点検・修繕費、車両減価償却費、自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償保険料・自動車任意保険料掛金、車検手数料のほか、停留所の維持管理（案内表示板の修繕及び運行時刻全面改定時の時刻表掲示費用は除く）、その他の業務に必要な経費・消費税等を含むものとする。
- (2) その他の業務には、乗り合い運行に必要な業務（料金の徴収と管理・回数券の販売・乗降客の安全確保・移動制約者の乗降補助・ダイヤ管理）、緊急時の対応（連絡・予備者の確保など）、委託期間中の運行に係る備品の確保・管理に係る業務、運輸局等への申請・許可業務を含むものとする。

### 2 4 委託料の請求

- (1) 履行届出書が市の検査に合格したときは、委託料の請求書（仕様書様式3）を速やかに提出すること。
- (2) 支払いは月払いとし、委託料を月割して算出（端数が出る場合は3月分の委託料で調整）した1か月分の委託料から運賃・回数券収入及び広告掲載収入（以下、「運賃収入等」という。）を差し引いた金額を請求額とする。
- (3) 「1 7 追加配車の対応」において、追加配車経費を請求する場合、当該追加配車があった月の運行経費請求時に、追加配車経費を運賃収入等から差し引いて請求するものとする。なお、運賃収入等から追加配車経費を引ききれない場合、その残額を委託料に加算して請求することができる。
- (4) シニア半わり、シルバーチケット割引が適用された利用者の運賃については、割引前の金額を運賃収入とみなして計算すること。この際に生じる、みなし運賃収入と実運賃収入の差額は、新潟市都市政策部都市交通政策課へ別途請求するものとする。
- (5) 回数券の払い戻しがあった場合は、払い戻しがあった月の運賃収入等から払い戻し金額を差し引くものとする。
- (6) PayPay 決済において発生する決済手数料は、運賃収入等から差し引くものとする。

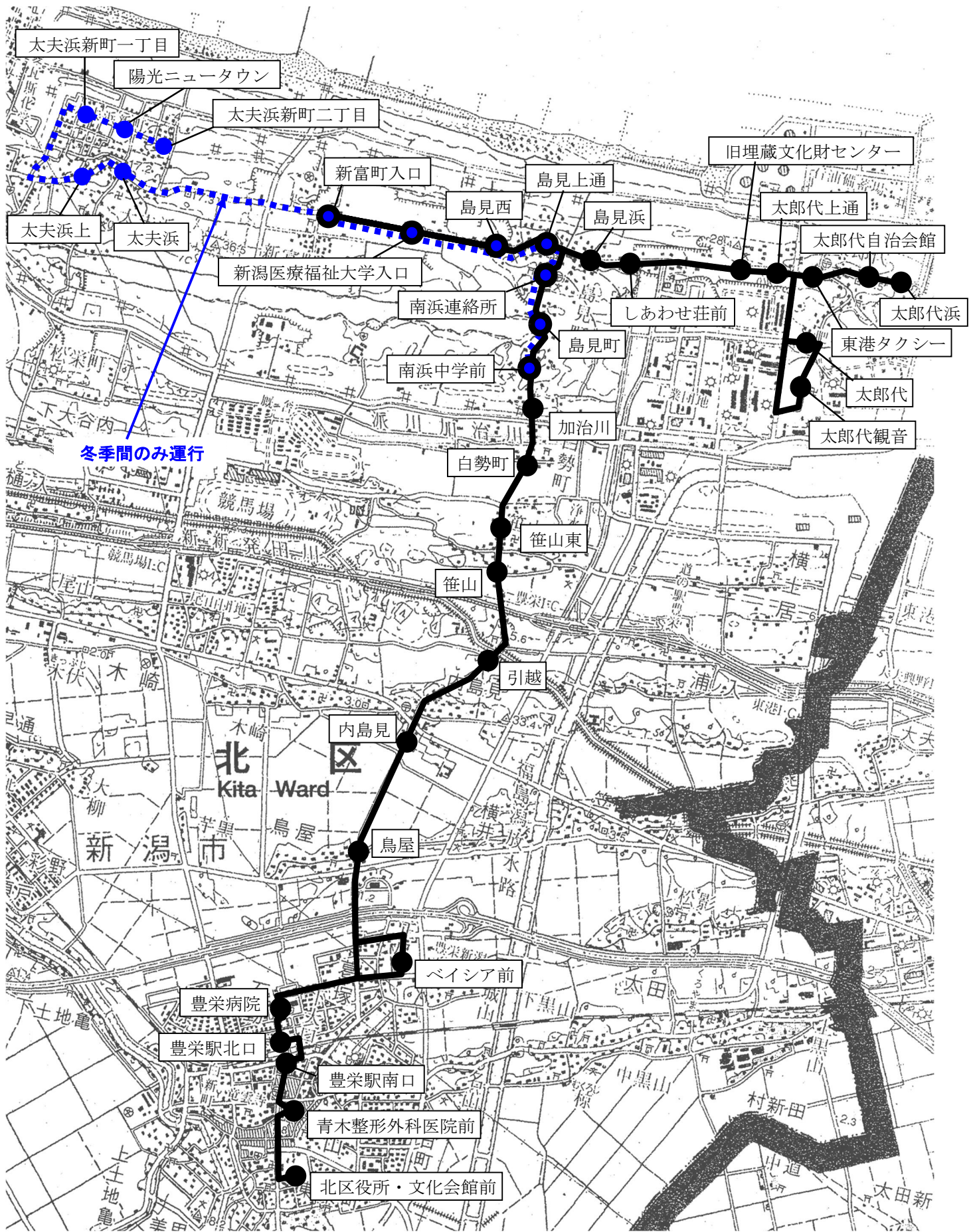
### 2 5 事業の継続が困難となった場合の措置

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、市は事業の取り消し又は一定の期間を設けて業務の全部もしくは一部を停止することができるものとする。その場合、市に生じた損害は受託者が賠償するものとする。

### 2 6 その他

- (1) 履行期間終了時は、次期事業者が円滑かつ支障なく、バスの業務を遂行できるよう、十分な引継ぎを行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び内容の解釈に疑義が生じた場合は、双方の協議によりこれを定めるものとする。

別紙1 「運行経路図」



## 別紙2 「時刻表」

## 通常便（往路）

停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便
太郎代浜	6:34	7:23	9:15	11:10	16:20	18:10
太郎代自治会館	6:34	7:23	9:15	11:10	16:20	18:10
東港タクシー	6:35	7:24	9:16	11:11	16:21	18:11
太郎代観音	—	—	9:19	—	—	—
太郎代	—	—	9:20	—	—	—
太郎代上通	6:35	7:24	9:21	11:11	16:21	18:11
旧埋蔵文化財センター	6:35	7:24	9:21	11:11	16:21	18:11
しあわせ荘前	6:37	7:28	9:23	11:13	16:23	18:13
島見浜	6:38	7:29	9:24	11:14	16:24	18:14
島見上通	—	—	9:24	—	—	—
島見西	—	—	9:25	—	—	—
新潟医療福祉大学入口	—	—	9:27	—	—	—
新富町入口	—	—	9:29	—	—	—
新潟医療福祉大学入口	—	—	9:30	—	—	—
島見西	—	—	9:31	—	—	—
島見上通	—	—	9:32	—	—	—
南浜連絡所	6:40	7:31	9:33	11:16	16:26	18:16
島見町	6:41	7:32	9:34	11:17	16:27	18:17
南浜中学前	6:42	7:33	9:35	11:18	16:28	18:18
加治川	6:42	7:33	9:35	11:18	16:28	18:18
白勢町	6:43	7:34	9:36	11:19	16:29	18:19
笹山東	6:44	7:35	9:37	11:20	16:30	18:20
笹山	6:44	7:35	9:37	11:20	16:30	18:20
引越	6:45	7:36	9:38	11:21	16:31	18:21
内島見	6:47	7:38	9:40	11:23	16:33	18:23
鳥屋	6:49	7:40	9:42	11:25	16:35	18:25
ベイシア前	—	—	9:45	11:28	16:38	—
豊栄病院	—	7:44	9:47	11:30	16:40	18:28
豊栄駅北口	6:57	7:48	9:55	11:35	16:45	18:33
豊栄駅南口	—	7:58	10:00	11:40	16:50	—
青木整形外科医院前	—	8:00	10:02	11:42	16:52	—
北区役所・文化会館前	—	8:03	10:05	11:45	16:55	—
距離 (km)	9.8	11.5	18.4	12.2	12.2	9.8

## 別紙2 「時刻表」

## 通常便（復路）

停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便
北区役所・文化会館前	8:10	10:08	12:02	—	17:00	—
青木整形外科医院前	8:13	10:11	12:05	—	17:03	—
豊栄駅南口	8:15	10:16	12:07	—	17:05	—
豊栄駅北口	8:18	10:21	12:12	14:15	17:12	18:50
豊栄病院	8:19	10:22	12:13	14:16	17:13	18:51
ペイシア前	—	10:26	12:17	14:18	17:16	18:53
鳥屋	8:23	10:29	12:20	14:21	17:19	18:56
内島見	8:25	10:31	12:22	14:23	17:22	18:58
引越	8:27	10:33	12:24	14:25	17:25	19:00
笹山	8:28	10:34	12:25	14:26	17:26	19:01
笹山東	8:28	10:34	12:25	14:26	17:26	19:01
白勢町	8:29	10:35	12:26	14:27	17:27	19:02
加治川	8:30	10:36	12:27	14:28	17:28	19:03
南浜中学前	8:30	10:36	12:27	14:28	17:29	19:03
島見町	8:31	10:37	12:28	14:29	17:30	19:04
南浜連絡所	8:32	10:38	12:29	14:30	17:31	19:05
島見上通	—	—	12:30	—	17:32	—
島見西	—	—	12:31	—	17:33	—
新潟医療福祉大学入口	—	—	12:32	—	17:34	—
新富町入口	—	—	12:34	—	17:37	—
新潟医療福祉大学入口	—	—	12:35	—	17:38	—
島見西	—	—	12:36	—	17:39	—
島見上通	—	—	12:37	—	17:40	—
島見浜	8:33	10:39	12:37	14:31	17:40	19:06
しあわせ荘前	8:34	10:40	12:38	14:32	17:41	19:07
旧埋蔵文化財センター	8:35	10:41	12:39	14:33	17:42	19:08
太郎代上通	8:36	10:42	12:40	14:34	17:43	19:09
太郎代観音	—	—	12:43	—	—	—
太郎代	—	—	12:44	—	—	—
東港タクシー	8:37	10:43	12:46	14:35	17:44	19:10
太郎代自治会館	8:38	10:44	12:47	14:36	17:45	19:11
太郎代浜	8:39	10:45	12:48	14:37	17:46	19:12
距離	11.5	12.2	18.4	10.5	15.9	10.5

別紙2 「時刻表」

冬季臨時便（12月1日から12月22日まで及び1月7日から3月16日までの期間、通常便に加えて運行）

往路

停留所	往路①	往路②
太夫浜新町二丁目	7:18	7:45
陽光ニュータウン	7:19	7:46
太夫浜新町一丁目	7:20	7:47
太夫浜上	7:22	7:49
太夫浜	7:23	7:50
新富町入口	7:27	7:57
新潟医療福祉大学入口	7:28	7:58
島見西	7:29	7:59
島見上通	7:30	8:00
南浜連絡所	7:31	8:01
島見町	7:32	8:02
南浜中学前	7:33	8:03
終点までの距離	6.7km	6.7km

復路

停留所	復路①	復路②
南浜中学前	14:30	16:29
島見町	14:31	16:30
南浜連絡所	14:32	16:31
島見上通	14:33	16:32
島見西	14:34	16:33
新潟医療福祉大学入口	14:35	16:34
新富町入口	14:38	16:37
太夫浜	14:45	16:44
太夫浜上	14:46	16:45
太夫浜新町一丁目	14:48	16:47
陽光ニュータウン	14:49	16:48
太夫浜新町二丁目	14:51	16:50
終点までの距離	6.7km	6.7km

別紙3「運賃表」

1 運賃

おとな・中学生・高校生	210円
小学生以下	110円

※乳児（1歳未満）無料とする。また、同伴者（おとな又は子ども）1人につき就学前児（小学生を除く子ども）1人を無料とする

2 回数券（1冊11枚つづり）

おとな	2,100円
中学生・高校生	1,600円
小学生以下	1,100円

3 運賃・回数券の割引

(1) 高齢者運転免許証返納者割引

新潟市内に住む65歳以上の者から、都道府県公安委員会が発行する「運転経歴証明書」が提示された場合は、運賃及び回数券の販売金額を半額に割り引くものとする。

(2) 障がい者割引

障がい者から手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）が提示された場合は、運賃及び回数券の販売金額を半額に割り引くものとする。ただし、手帳は顔写真付きのものに限る。

区分		障がい者	介護人 ※1
身体障がい者	第一種	全級	半額
	第二種	1～3級	半額
		4～6級	半額
知的障がい者	A（重度）		半額
	B（その他）		半額
精神障がい者	1級		半額
	2、3級		半額

※1 介護人が複数いる場合、割引の対象は1人のみとする

※2 障がい者が小学生以下の場合は半額とする

(3) シニア半わり

新潟市内に住む65歳以上の者から、「シニア半わりりゅーと」カードが提示された場合は、運賃を半額に割り引くものとする。

(4) シルバーチケット割引

新潟市内に住む65歳以上の者から、「シルバーチケット参加証」が提示された場合は、運賃を半額に割り引くものとする。

注) 上記(1)(2)(3)(4)の割引を重複して適用することはできない。運賃は各種割引運賃適用後の10円未満を切り上げ。回数券は各種割引運賃適用後の100円未満を切り上げ。



## 業 務 報 告 書

住所

氏名

下記のとおり、令和〇年〇月分の業務報告をします。

業 務 名	新潟市北区・区バス運行業務						
運 行 期 日	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日			実運行日数	日		
乗車人数及び 回数券売上実績	乗車人数 合計 人			回数券売上組数	回数券売上組数		
	現金支払	PayPay支払	回数券利用		現金支払	PayPay支払	
	おとな				おとな		
	高校生				高校生		
	中学生				中学生		
	小学生以下				小学生以下		
	障がい者				障がい者		
	障がい者(高校生)				障がい者(高校生)		
	障がい者(中学生)				障がい者(中学生)		
	障がい者(小学生以下)				障がい者(小学生以下)		
	返納者				返納者		
	乳幼児(無料対象者)				乳幼児(無料対象者)		
	合計				合計		
<b>報告・連絡事項</b> ・交通事故 ・市民からの要望・苦情 ・その他 (日時、状況、対応内容等)	身体障がい者 ○人 精神障がい者 ○人 療育手帳者 ○人 シニア半わり ○人 シルバーチケット ○人						
<b>そ の 他</b> ・運行に関する提案 ・その他 (具体的に記入)							

仕様書様式3

# 請 求 書

金額		百		千		円
----	--	---	--	---	--	---

新潟市北区・区バス運行業務委託料

令和〇年〇月分

項目	金 額	備 考
月割額	円	
一)運行収入	円	〇〇〇人分
差引請求額	円	
内 訳	令和〇年度分運行費 令和〇年〇月分から令和〇年〇月分 令和〇年〇月分	〇,〇〇〇,〇〇〇円 〇〇〇,〇〇〇円/月 〇〇〇,〇〇〇円/月

上記のとおり請求します。  
なお、次のとおり支払ください。

債権者コード	●●●●●●●●
支払い方法	10
請求番号	

新潟市長 中原 八一 様

令和〇年〇月〇日

住所

氏名

口座振替申込書(債権者登録のない方のみご記入願います。)			
振替銀行	銀行	支店	フリガナ
口座番号	普通・当座		口座名義

おとな

区バス回数券精算書(控え用)

令和 年 月 日

該当 に○	残券数	手数料(210円)差引後 実払戻金額
	1枚	実払戻金額が手数料以下のため 対応できません
	2枚	
	3枚	210 円
	4枚	420 円
	5枚	630 円
	6枚	840 円
	7枚	1,050 円
	8枚	1,260 円
	9枚	1,470 円
	10枚	1,680 円
	11枚	1,890 円

合計 円

確かに受領いたしました。

氏名

おとな

区バス回数券精算書(市提出用)

令和 年 月 日

該当 に○	残券数	手数料(210円)差引後 実払戻金額
	1枚	実払戻金額が手数料以下のため 対応できません
	2枚	
	3枚	210 円
	4枚	420 円
	5枚	630 円
	6枚	840 円
	7枚	1,050 円
	8枚	1,260 円
	9枚	1,470 円
	10枚	1,680 円
	11枚	1,890 円

合計 円

おとな

区バス回数券精算書兼  
払戻し手数料領収書(本人用)

令和 年 月 日

該当 に○	残券数	手数料(210円)差引後 実払戻金額
	1枚	実払戻金額が手数料以下のため 対応できません
	2枚	
	3枚	210 円
	4枚	420 円
	5枚	630 円
	6枚	840 円
	7枚	1,050 円
	8枚	1,260 円
	9枚	1,470 円
	10枚	1,680 円
	11枚	1,890 円

合計 円

手数料を確かに受領いたしました。

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印

中学生・高校生

区バス回数券精算書(控え用)

令和 年 月 日

該当 に○	残券数	手数料(210円)差引後 実払戻金額
	1枚	実払戻金額が 手数料以下のため 対応できません
	2枚	
	3枚	
	4枚	
	5枚	130 円
	6枚	340 円
	7枚	550 円
	8枚	760 円
	9枚	970 円
	10枚	1,180 円
	11枚	1,390 円

合計 円

確かに受領いたしました。

氏名

中学生・高校生

区バス回数券精算書(市提出用)

令和 年 月 日

該当 に○	残券数	手数料(210円)差引後 実払戻金額
	1枚	実払戻金額が 手数料以下のため 対応できません
	2枚	
	3枚	
	4枚	
	5枚	130 円
	6枚	340 円
	7枚	550 円
	8枚	760 円
	9枚	970 円
	10枚	1,180 円
	11枚	1,390 円

合計 円

中学生・高校生

区バス回数券精算書兼  
払戻し手数料領収書(本人用)

令和 年 月 日

該当 に○	残券数	手数料(210円)差引後 実払戻金額
	1枚	実払戻金額が 手数料以下のため 対応できません
	2枚	
	3枚	
	4枚	
	5枚	130 円
	6枚	340 円
	7枚	550 円
	8枚	760 円
	9枚	970 円
	10枚	1,180 円
	11枚	1,390 円

合計 円

手数料を確かに受領いたしました。

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印

おとな(障がい)・免許返納・小学生以下

区バス回数券精算書(控え用)

令和 年 月 日

該当に○	残券数	手数料(210円)差引後 実払戻金額
	1枚	実払戻金額が 手数料以下のため 対応できません
	2枚	
	3枚	10 円
	4枚	120 円
	5枚	230 円
	6枚	340 円
	7枚	450 円
	8枚	560 円
	9枚	670 円
	10枚	780 円
	11枚	890 円

合計 円

確かに受領いたしました。

氏名

おとな(障がい)・免許返納・小学生以下

区バス回数券精算書(市提出用)

令和 年 月 日

該当に○	残券数	手数料(210円)差引後 実払戻金額
	1枚	実払戻金額が 手数料以下のため 対応できません
	2枚	
	3枚	10 円
	4枚	120 円
	5枚	230 円
	6枚	340 円
	7枚	450 円
	8枚	560 円
	9枚	670 円
	10枚	780 円
	11枚	890 円

合計 円

おとな(障がい)・免許返納・小学生以下

区バス回数券精算書兼  
払戻し手数料領収書(本人用)

令和 年 月 日

該当に○	残券数	手数料(210円)差引後 実払戻金額
	1枚	実払戻金額が 手数料以下のため 対応できません
	2枚	
	3枚	10 円
	4枚	120 円
	5枚	230 円
	6枚	340 円
	7枚	450 円
	8枚	560 円
	9枚	670 円
	10枚	780 円
	11枚	890 円

合計 円

手数料を確かに受領いたしました。

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印

中学生(障がい)・高校生(障がい)

区バス回数券精算書(控え用)

令和 年 月 日

該当に○	残券数	手数料(210円)差引後 実払戻金額
	1枚	実払戻金額が 手数料以下のため 対応できません
	2枚	
	3枚	
	4枚	
	5枚	
	6枚	40 円
	7枚	150 円
	8枚	260 円
	9枚	370 円
	10枚	480 円
	11枚	590 円

合計 円

確かに受領いたしました。

氏名

中学生(障がい)・高校生(障がい)

区バス回数券精算書(市提出用)

令和 年 月 日

該当に○	残券数	手数料(210円)差引後 実払戻金額
	1枚	実払戻金額が 手数料以下のため 対応できません
	2枚	
	3枚	
	4枚	
	5枚	
	6枚	40 円
	7枚	150 円
	8枚	260 円
	9枚	370 円
	10枚	480 円
	11枚	590 円

合計 円

中学生(障がい)・高校生(障がい)

区バス回数券精算書兼  
払戻し手数料領収書(本人用)

令和 年 月 日

該当に○	残券数	手数料(210円)差引後 実払戻金額
	1枚	実払戻金額が 手数料以下のため 対応できません
	2枚	
	3枚	
	4枚	
	5枚	
	6枚	40 円
	7枚	150 円
	8枚	260 円
	9枚	370 円
	10枚	480 円
	11枚	590 円

合計 円

手数料を確かに受領いたしました。

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印

小学生以下(障がい)

区バス回数券精算書(控え用)

令和 年 月 日

該当に○	残券数	手数料(210円)差引後 実払戻金額
	1枚	実払戻金額が 手数料以下のため 対応できません
	2枚	
	3枚	
	4枚	
	5枚	30 円
	6枚	90 円
	7枚	150 円
	8枚	210 円
	9枚	270 円
	10枚	330 円
	11枚	390 円

合計 円

確かに受領いたしました。

氏名

小学生以下(障がい)

区バス回数券精算書(市提出用)

令和 年 月 日

該当に○	残券数	手数料(210円)差引後 実払戻金額
	1枚	実払戻金額が 手数料以下のため 対応できません
	2枚	
	3枚	
	4枚	
	5枚	30 円
	6枚	90 円
	7枚	150 円
	8枚	210 円
	9枚	270 円
	10枚	330 円
	11枚	390 円

合計 円

小学生以下(障がい)

区バス回数券精算書兼  
払戻し手数料領収書(本人用)

令和 年 月 日

該当に○	残券数	手数料(210円)差引後 実払戻金額
	1枚	実払戻金額が 手数料以下のため 対応できません
	2枚	
	3枚	
	4枚	
	5枚	30 円
	6枚	90 円
	7枚	150 円
	8枚	210 円
	9枚	270 円
	10枚	330 円
	11枚	390 円

合計 円

手数料を確かに受領いたしました。

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印

(参考資料) 区バス回数券 払戻金額表

算出式

$$\text{払戻金額} = \text{券面表示の運賃額 (販売額)} - \{ \text{既使用券片を普通乗車運賃に換算した額} \times (11 \text{ 枚} - \text{残券数}) \} - \text{手数料} 210 \text{ 円}$$

券種	販売価格	残券数 (枚)										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
おとな	¥2,100	払戻し 不可		¥210	¥420	¥630	¥840	¥1,050	¥1,260	¥1,470	¥1,680	¥1,890
中学生 高校生	¥1,600	払戻し 不可				¥130	¥340	¥550	¥760	¥970	¥1,180	¥1,390
おとな(障がい) 免許返納 小学生以下	¥1,100	払戻し 不可		¥10	¥120	¥230	¥340	¥450	¥560	¥670	¥780	¥890
中学生(障がい) 高校生(障がい)	¥800	払戻し 不可					¥40	¥150	¥260	¥370	¥480	¥590
小学生以下(障がい)	¥600	払戻し 不可				¥30	¥90	¥150	¥210	¥270	¥330	¥390